

米子市役所駐車場パーキングシステム更新仕様書

- 1 件名
米子市役所駐車場パーキングシステム更新
- 2 納入場所
米子市役所駐車場（別紙1のとおり）
- 3 納入期限
契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
- 4 内容
 - （1）別紙2記載の米子市管理機器のうち、更新欄が「○」の機器を現行設置品と同等以上の機能を有するアマノ製機器に更新する。
 - （2）別紙2記載の開発公社管理機器のうち、更新欄が「○」の機器については、一般財団法人米子市開発公社が機器更新費用を負担するため、一般財団法人米子市開発公社と協議のうえ更新する。
 - （3）出口精算機は、千円を超える高額紙幣に対応できるものとする。
 - （4）監視カメラ機器は、車両のナンバープレートが確認できるものとする。
 - （5）アマノ製以外の機器にて更新を希望する場合は、（2）から（4）に次の事項を加える。
 - ① 別紙2記載の全ての機器を、米子市が必要と認める機能について現行設置品と同等以上の機能を有する機器に更新する。
 - ② 別紙2記載の消耗品について、駐車場運営の初動に必要となるため無償提供する。
- 5 その他
 - （1）入札に参加を希望する者は、納入予定機器について事前に米子市総務部総務管財課の承認を得ること。
 - （2）受注者は、本件に係る機器の搬入、設置、調整等の費用を全て負担するものとし、梱包材等はすべて引き取ること。
 - （3）受注者は、機器更新作業による駐車場運営への影響を最低限に留めるため、土曜日、日曜日又は祝日に作業実施することとし、米子市及び駐車場管理者である一般財団法人米子市開発公社と事前に打ち合わせを行うこと。
 - （4）既設機器は、米子市がアマノ株式会社松江営業所から賃借していることから、原則としてアマノ株式会社松江営業所にて撤去させるが、受注者は更新機器の設置及び既設機器の撤去について、アマノ株式会社松江営業所と事前に打ち合わせを行うこと。
 - （5）受注者は、更新機器の使用方法を米子市及び一般財団法人米子市開発公社に対し説明すること。

- (6) 受注者は、更新機器の不具合について1年間の保証期間を付すこと。
- (7) 納品等に問題が生じた場合は、米子市と協議のうえ、速やかに対応すること。
- (8) 電気配線図を1部納入すること。
- (9) 入札書の金額は総額（税抜）で記載すること。
- (10) その他、疑義が生じた場合は、米子市と協議しその指示に従うこと。

問い合わせ先 米子市総務部総務管財課財産管理係 担当 清水
電 話 0859-23-5321
FAX 0859-23-5390